

令和3年8月18日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長
教職員課長

「三重県まん延防止等重点措置」を踏まえた県立学校の対応について
(通知)

三重県では、8月6日に「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」を発出し、これまでの経験を踏まえ、必要と考えられる重点的な対策を5つに絞り、感染拡大の防止に取り組んできましたが、8月以降、新規感染者が急増し、8月20日から9月12日は「三重県まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。

三重県の感染者数は、8月11日に初めて100人を超えた後、8月17日には過去最高となる208人となり、これまでにない感染拡大となるとともに、いまだ増加傾向が続いています。公立学校における児童・生徒・教職員の感染者数については、令和3年4月に59名、5月に60名、6月に31名、7月に62名（うち、県立学校の児童生徒は、順に、13名、15名、9名、9名）と推移してきましたが、8月は223名（8月17日までの集計分。うち県立学校の児童生徒は58名）と今までにない感染状況となっています。また、8月上旬ごろまでは家庭内感染が多くありましたが、それ以降は感染経路不明の感染者が増えてきました。

夏季休業が終わり、学校が始まると児童生徒の活動範囲がさらに広がることを踏まえ、適切に対応していく必要があります。家庭等から学校に、学校から家庭等にウイルスを「持ち込まない」「広げない」よう、一人ひとりの基本的な感染対策と健康管理の徹底について、これまでの取組に加え、以下の対応について、校内で共有するとともに、児童生徒に対し注意喚起を徹底願います。

以下の内容については、8月20日から9月12日まで適用します。

記

1 感染症対策と健康管理の徹底

- ・ マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの対策を徹底する。その際、飲食や休憩時間、移動など、居場所が切り替わると感染リスクが高まることに留意して対応する。
- ・ 所用等で外出の際には、不要不急の寄り道等をしないよう指導する。休日における移動については、必要性、安全性を慎重に検討し、移動先が「密」となるなど感染リスクが高くなる場合は移動を避けるよう指導するとともに、やむを得ず

移動が必要な場合は、感染防止対策を徹底するよう指導する。

- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底させる。また、風邪症状や体調の変化があった場合はもちろんのこと、日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診するよう勧める。
- ・ 児童生徒の同居の家族に発熱等風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう保護者に依頼するとともに、家庭内でもマスクを着用したり、別室があれば家族とは別室で過ごしたりする等の対策を助言する。

2 教育活動

(1) 学校内における教育活動

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和3年3月29日改訂）に基づき、以下のような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、措置が解除されるまで延期を検討する。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ③ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ④ 美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ⑤ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 登下校に係る留意事項

- ・ 公共交通機関を利用する際、会話を控える、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用するよう指導する。
- ・ 不要不急の寄り道や下校時の集団での飲食等をしないよう指導する。

(3) 学校外における教育活動

- ・ 県境を越える移動は避けることとするが、最終学年のオープンキャンパス、企業見学等、進路決定に関わる教育活動について、延期やオンラインでの対応が難しい場合は、訪問先の感染症対策が十分になされていることを確認するとともに、生徒・保護者に対して十分説明をし、理解を得たうえで実施できるものとする。
- ・ 職場実習や看護実習、介護実習など、生徒が学校外で活動する教育活動については延期を検討し、資格取得等の関係で延期できない場合は、実習受入先の意向を十分に踏まえたうえで、生徒・保護者に対して十分説明をし、理解を得たうえで実施できるものとする。

(4) 学校行事等について

- ・ 県外から外部講師等を招聘する学校行事や、一定の人数が来校するような学校行事（授業参観、進路説明会、講演会等）については、オンラインによる実施もしくは延期を検討する。
- ・ 体育祭については、上記（1）の⑥を踏まえ延期を検討する。実施する場合は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動は見合わせ、種目を精選するなど、感染防止対策を改めて徹底する。なお、保護者等への公開は控えることとする。
- ・ 文化祭については、上記（1）の②～⑤等を踏まえ延期を検討する。実施する場合には、令和3年8月3日付け「県立学校における文化祭について(依頼)」を踏まえつつ、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動（調理を伴う模擬店）は見合わせるなど、感染防止対策を改めて徹底する。なお、保護者等への公開は控えることとする。
- ・ 高等学校が主催する高校生活入門講座等について、中学生等の進路決定に関わる教育活動であることから、生徒・保護者に対して十分説明をし、理解を得たうえで実施できるものとする。実施にあたっては、中学生等が安心して参加できるよう、参加者の体調把握、参加者間のスペースの確保や時間差での入退場など密集の回避、換気と消毒の実施、昼食を伴わない活動にするなど感染防止対策を徹底する。（詳細は、6月10日に送付した「令和3年度高校生活入門講座等（中学生向け説明会を含む）における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について」を参照。）

3 部活動

(1) 活動時間及び活動内容について

- ・ 部活動については、自校内の活動とし、昼食を伴わない午前または午後のみ活動とするとともに、身体接触を伴う活動や大きな発声、激しい呼気を伴う活動などについては感染対策を特に徹底する。また、部活動終了後は速やかに帰宅させることとする。
- ・ 部活動に参加する生徒は、飲食や休憩時間、移動など居場所が切り替わるときの緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることから会話は控えるとともに、マスクを着用するなど感染防止対策を徹底する。また、少しでも体調に違和感がある場合は参加を控える。

(2) 合宿、練習試合、合同練習について

- ・ 県内外での合宿や練習試合、合同練習については、中止または延期とする。また、他県から相手校が来県して行う活動についても同様とする。
- ・ なお、8、9月に予定されている公式大会やコンテストに出場する学校（団体及び個人）については、大会が終了するまでの期間において、新チームとなり実践練習を行えていない等で、競技中の事故防止のために練習試合や合同練習が不可欠な場合に限り、実施時期や回数を十分検討のうえ、昼食を伴わない午前または午後県内学校との練習試合・合同練習を実施することができることとする。特に団体競技は、多数の学校が一度に集まることを避けるため、同一時間帯の活動を自校含め2校までとする。

(3) 大会参加について

- ・ 公式大会やコンテストへの参加については、該当生徒・保護者の意向を聞き取ったうえで、主催者の感染防止対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染防止対策を行い参加できることとする（公式大会とは、三重県高等学校体育連盟・三重県高等学校野球連盟・三重県高等学校文化連盟及び競技団体が主催する大会及びその上位に繋がる大会とする）。特に、県外での公式大会や宿泊を伴う大会参加については、感染状況の変化をふまえ、顧問は感染防止対策や行程を生徒・保護者に十分説明したうえで、生徒の自主的な参加とする。宿泊にあたって顧問は、周囲と十分に距離が保てるよう、一部屋当たりの人数について配慮し、部屋の窓を開けるなど換気を行う等の感染症対策を徹底する。なお、宿泊を伴う活動は、令和2年8月31日付け「宿泊を伴う部活動について（通知）」により事前に学校から県教育委員会に報告する。

(4) 観戦及び観覧について

- ・ 三重県まん延防止等重点措置の適用期間においては、公式大会や発表会等は無観客で実施する。

(5) とこわか国体にかかる強化活動について

- ・ 三重とこわか国体に向けた強化活動において、競技団体が主催する強化活動を実施する場合は、国体エントリー数に基づいて最終選考した選手に対象者を絞り、安全・安心に留意して行うこととする。その際、各中央競技団体から発出されている感染症予防のガイドラインのみならず、各競技団体がそれぞれの練習環境に応じて、PCR検査等も含めた独自の感染症対策を遵守し、保護者の承諾を得たうえで参加することとする。

4 修学旅行・遠足

- ・ 最終学年以外の学年の修学旅行については、延期することを検討する。
- ・ 県外を行き先とする最終学年での修学旅行については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域を行き先とする場合のみ、実施可能とする。
- ・ 県内を行き先とする最終学年での修学旅行については、三重県にまん延防止等重点措置が発令されている場合でも、「特に重点措置を講じる区域」以外を行き先とする場合のみ、実施可能とする。
- ・ 実施にあたっては、宿泊施設や移動において可能な限り一般客等と混同しないなどの感染防止策を徹底するとともに、保護者の理解と必要な協力を得たうえで実施することができることとする。自主的判断や家族の状況等により参加を取りやめる児童生徒がいる場合には、当該児童生徒の心のケアに努めるとともに、代替となる活動について配慮する。
- ・ 遠足については、延期することを検討する。

5 教職員の感染症対策

- ・ 「1 感染症対策と健康管理の徹底」を踏まえた行動を徹底する。
- ・ 同一分掌や同一教科等で複数教員が密集すると感染リスクが高まるとともに、

万一の場合業務全体が停止する危険性が高まることから、学校運営業務が遂行できる体制を維持したうえで各職員の接触機会の低減を進める。具体的には、同一業務に携わる担当の配置の分散、狭い部屋や環境での打ち合わせ等の中止、校内各種会議のオンラインでの実施等を進める。

- ・ 教職員は、自身はもちろん同居家族の体調にも十分留意し、発熱等の風邪症状がある場合は、ためらうことなく出勤を取りやめる、家族以外の方との飲食は少人数・短時間とするなど、感染拡大防止に努める。
- ・ 出張については、各学校において業務の必要性・緊急性を慎重に検討する。出張が必要な場合は、感染防止対策を徹底したうえで実施する。
- ・ 在宅勤務制度、時差出勤勤務制度及び特別休暇制度の活用についても再度周知し、可能な限りの感染症対策に努める。

6 特別支援学校における対応

特別支援学校では、令和2年7月31日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について（通知）」で「レベル2になった場合の特別支援学校での教育活動について」に基づき以下のとおり対応することとする。

- ・ 友だち同士で手をつないだり触れたりするような活動など、児童生徒等が密接・密集する活動は避ける。
- ・ 発音や発語などの学習の際は、透明マスク、フェイスシールド、アクリル板等を用いる。
- ・ 教職員は児童生徒等に触れる前後に手洗い（手指消毒）を行い、可能な場合は担当者を固定し、教職員が複数の児童生徒等に触れないようにするとともに、児童生徒等が触れる教職員も限定する。
- ・ 児童生徒等の実態によっては、教職員がマスクに加え、アイシールドやフェイスシールドを併用して指導に当たる。
- ・ 校外の指導者を受け入れて指導を行う場合は、校外指導者の検温、手洗い、マスク着用等も徹底し、使用する教室を限定し、可能な場合は在校時間を短くする。
- ・ 医療的ケアを実施する際、新たに留意する事項の必要性について、主治医や学校医に相談する。

7 県立学校体育施設開放について

三重県まん延防止等重点措置等の期間においては、県立学校体育施設の開放を中止する。すでに学校が許可をしているものについては、申請者に使用中止の理解を得られるよう丁寧に説明する。

なお、三重とこわか国体に向けた強化活動で、すでに予定されているものについては、感染防止対策を徹底したうえで使用できるものとする。

8 県外出身生徒が帰省・来県する場合の対応

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、該当生徒の帰省先の感染状況や移動に関する方針等について確認し生徒に伝えるとともに、該当生徒から帰省の期間や方法等を聞き取り、移動中も含め帰省先での感染防止に努めるよう指導する。また、毎朝の検温、発熱等の風邪症状の有無、同居家族の発熱の有無について確認させ、来県する前に担任等に報告するよう指導する。

9 児童生徒、教職員の同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の下記の内容について、改めて徹底する。

(1) 児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

- ・ 保護者に対して、児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合には、学校に連絡すること及び同居家族の陰性が確認されるまで当該児童生徒は自宅で待機することを依頼する。
- ・ 当該児童生徒が陽性となった場合には、関係する学年・学部や部活動の児童生徒が濃厚接触者となり、授業や修学旅行等の学校行事、進路に関わる試験、部活動の大会などに影響が出ることもあり、またその結果、当該児童生徒に心理面で負担がかかる可能性があることを保護者に丁寧に説明し、理解を得るようにする。
- ・ 児童生徒が自宅で待機することとなった際の出席の取扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として出席停止とする。

(2) 教職員の同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

- ・ 教職員の同居家族が濃厚接触者となった場合には、ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、特別休暇の取得や在宅勤務の実施により、同居家族の陰性が確認されるまで自宅待機するよう指導する。

10 その他

ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為のないよう指導する。

事務担当

高校教育課	課長補佐兼班長	西川 俊朗	TEL：059-224-3002
特別支援教育課	課長補佐兼班長	加藤 謙司	TEL：059-224-2961
保健体育課	課長補佐兼班長	横山 勝規	TEL：059-224-2973
教職員課	県立学校人事班係長	奥山 剣司	TEL：059-224-2956